新　旧　対　照　表

役割分担を明確にするため、以下のとおり修正いたします。

資料	該当箇所	修正前	修正後
新本庁舎低層部に関するハード要件	１０ページ	・－	・除害設備関係の「維持管理の主体」及び「維持管理費用の負担」は運営事業者又はテナントとする。
	６３ページ	・本施設は下水道法による特定事業場に該当するため、下水道法及び仙台市下水道条例に定める水質基準を遵守したテナント運営とすること。	・本施設は下水道法による特定事業場に該当するため、下水道法及び仙台市下水道条例に定める水質基準を遵守したテナント運営とすること。除害設備の維持管理及び汚泥処分は低層部運営事業者において実施すること。